

# D プロニュース

ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F  
電話：045-226-5482 FAX：045-226-5483  
e-mail：info@d-produce.com  
ホームページ：<http://www.d-produce.com/>



## 異業種から「デイサービス」事業への参入

### 本業でのノウハウを活用

高齢者に食事や入浴を日帰り提供する「デイサービス」に、異業種の中小企業が相次いで参入しているようです。有料老人ホームなどの介護施設と比較して初期投資が少なく、人員配置の基準も比較的緩いというのが、その理由のようです。

本業で培ったノウハウをデイサービスでも活用することで独自色を出し、大手業者に対抗しようとしています。

### 非常に高い伸び率

厚生労働省の発表によれば、2011年度に介護サービス市場は約8.3兆円に達する見通しで、この数字は介護保険制度が始まった2000年度の2.3倍に相当します。

サービス内容は「老人ホーム」や「訪問介護」など多岐にわたりますが、自宅暮らしの高齢者向けでは「デイサービス」の伸び率が高く、「訪問介護」の2009年度における市場規模は2006年度に比べ2.6%増にとどまったのに対し、「デイサービス」は33%増となっています。

### 中小企業が続々参入

市場拡大要因の1つが「中小企業の参入」です。老人ホームは開設までに数億円かかると言われていますが、デイサービスの場合は初期投資が1,000万円程度で済み、また、1カ所でまとめてサービスを提供するため、訪問介護に比べ

て収益性が高くなっています。

食事・入浴・レクリエーションなどを提供するというデイサービスの一般的なサービス内容や開設までのプロセスを標準化することで、出店コストや運営費を抑制し、フランチャイズチェーン展開する事業者も出てきているようです。

### 独自のサービス提供も

しかし、供給過多となった都市部では、参入はしたものの閉鎖するケースも出始めています。このため、独自サービスにより利用者を増やそうとする動きも広がっています。

独自サービスとして今注目されているのが、食品の宅配や家事代行などです。介護報酬の引上げが見込まれにくい中、低価格で受けられるサービスを利用者に提供することで、収益の安定や新規顧客の獲得につなげたいと考えているようです。

## 財政が苦しい健康保険組合の現状

### 8割弱の健保組合は赤字

主に大企業の社員やその家族が加入する健康保険組合(健保組合)の財政難が厳しさを増しているようです。

健保組合全体の赤字額は、過去最悪だった2009年度の5,200億円に続き2010年度も4,100億円に高止まりしています。約3割の健保組合が保険料を引き上げたにもかかわらず、8割弱が赤字となっています。

### ピーク時には 1,800 組合突破

企業が独自に健保組合を設立し始めたのは高度成長期であり、当時は「政府管掌健康保険」(現在は「協会けんぽ」)に加入するよりも保険料率が低く、社員に独自給付を提供できるメリットがありました。

ピーク時(1992年)には 1,800 組合を突破しましたが、その後、高齢化と景気低迷などにより財政が悪化し、約 400 組合は解散などで消滅しています。

### 引上げ傾向にある保険料率

しかし最近、企業が健保組合を持つメリットは少なくなりつつあります。平均保険料率は標準報酬月額 の 7% 台であり、協会けんぽの保険料率(約 9.5%)よりは低くなっていますが、2割強以上は 9% 以上となっています。

2011 年度に日本航空(JAL)健保組合が保険料率を 6.7% から 9.6% に大幅に引き上げるなど、料率が協会けんぽを超えているところもあります。

### 抜本的改革が必要な時期に

なお、健保組合が他制度に払う支援金が保険料に占める割合は、1999 年度に初めて 3割を超え、現在は約 4割にまで拡大しています。政府の「社会保障と税の一体改革」においても、健保組合については現行制度を前提としており、高齢者の医療費が増加して財源が足りなくなれば機械的に健保組合からの支援金を増やして賄う仕組みは変わらないようです。

負担に耐えられずに健保組合を解散する企業が増えていくことが予想される中、現役世代の負担増を抑えるためには、現行制度を抜本的に改革する必要があるのではないのでしょうか。

## 社員が行う「副業」をどう考える？

### 問題点の多い「副業」

リーマンショック以降の景気低迷によって残業時間が少なくなり、給与の手取りが減少した分を補うために、数年前から「副業」を行う人が増え

ていました。

しかし、社員が本業の仕事とは別に副業を行う場合には、「通算して長時間労働になり本業に支障をきたす可能性がある」、「副業先で労災が起こった場合にどう対処するか」など、様々なリスクがあります。

### 会社として認めるか否かを適切に判断

合理的な理由がある場合には、会社として社員の副業を認めない(副業禁止)とすることも可能ですが、認める場合の選択肢としては、(1)許可制とする、(2)届出制とする、(3)完全解禁とすることなどが考えられます。

上記のいずれを選択するにしても、就業規則などを整備して、副業を認める場合の基準(ルール)を明確にしておく必要があるでしょう。

### 副業を認める場合に注意すべきこと

仮に社員の副業を認める場合には、リスク管理の観点から、「本業に支障が生じてしまうほど長時間労働となるような副業は認めない」ことや、「自社の業務内容と競合するライバル会社での副業は認めない」ことなどが必要です。

### 増加傾向に歯止め

近年は増加傾向にあった副業ですが、この傾向にも歯止めがかかっているようです。

株式会社インテリジェンスが今年の 3月に実施した「副業に関するアンケート調査」の結果によれば、25~39歳の正社員で副業をしている人は 20.1%で、2009年(30.8%)の約 3分の 2に減少しています。

同社では、副業が減少した原因として、「景気の回復により残業が解禁され、副業をする時間がなくなった」ことなどが挙げられると指摘しています。

なお、副業による収入は「平均 4.3 万円」との結果でした。

## 11月の税務と労務の手続

### [提出先・納付先]

#### 10日

源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

>

[労働基準監督署]

#### 15日

所得税の予定納税額の減額承認申請の提出[税務署]

#### 30日

個人事業税の納付<第2期分>[郵便局または銀行]

所得税の予定納税額の納付<第2期分>[郵便局または銀行]

健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

日雇健保印紙保険料受払報告書の提出[年金事務所]

労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]

自宅近辺の食べ歩き、お弁当を大量につくってのピクニックなどいろいろイベントがありました。そして家族全員が一回り大きくなった秋となりました。思い返すと「家族サービスの秋」というより「食いしん坊の秋」だったような気がする今日この頃です。

### 編集後記(越石)

秋は、1年間を通じて私自身最も快適に生活が送れます。その過ごしやすさから読書の秋、食欲の秋、スポーツの秋などと言われているのでしょうか。

皆様にもそれぞれの秋があるかと思いますが、我が家のテーマは、「家族サービスの秋」と決定しました。もちろん、妻と娘2人で決定し、私には事後承諾ですが・・・そして言われるままに10月上旬から家族を連れてのバーベキュー、